

福岡市認知症ライフサポートワーカー養成研修事業実施要綱

1 事業の目的

平成 27 年 1 月に厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン) 及び認知症施策推進関係閣僚会議において令和元年 6 月 18 日にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」、令和 6 年 1 月 1 日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、本市の認知症施策を推進している。これまでは認知症の中等度から重度の人の支援を先行し認知症施策として取り組んできたが、認知症の初期段階や軽度認知障害 (MCI) の人が早期診断後、早期絶望にならないよう適切な医療・介護保険サービスの提供に加え、市独自の施策が今後必要である。

本市では認知症の人やその家族が地域の中でつながりが保持され、いきいきと生活ができる認知症の人にやさしいまちを目指し、当事者が抱く「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」の願いを個人や仲間と実現できるよう、認知症とともに生きる人のよき伴走者となり地域の中で、活躍できる人材を養成する。

2 研修内容

- ・ 6 月～3 月毎月 1 回の全 10 回とし、研修カリキュラムに基づき実施する
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」を推進していくための人材を育成する内容とする
- ・ 研修修了後、取組事例等を公表し、市民や関係機関に周知していく
- ・ 必要に応じ、認知症ライフサポートワーカーフォローアップのための研修を実施

3 受講対象者

次の (1) ～ (4) すべてに該当する者とする。

- (1) 福岡市内に在住または勤務しており、原則として認知症介護に関する専門的知識・技術の経験が 5 年以上ある有資格者
- (2) 認知症キャラバン・メイト養成研修修了者または今年度受講予定の者
- (3) 介護保険施設、医療機関等に従事する職員等であれば法人代表者等の推薦する者
- (4) 原則すべての回に出席できる者

4 募集人数 各期 20 人

5 選考基準

- ・選考：書類審査（志望動機、研修受講により何をやりたいか等）
- ・審査は事務局で実施

6 受講料 無料

7 養成後の認知症ライフサポートワーカーの役割

【役割】

認知症の人の望む暮らしを実現できるよう、当事者に寄り添い、思いに共感的理解を示すことで①当事者の声を代弁し②当事者の思いをかなえるための環境改善、地域へ働きかけを行う。

研修修了時に、「福岡市認知症ライフサポートワーカー認定証」を授与し、認定者は以下の活動に取り組む。

研修修了者の名簿は、福岡市ホームページ等で公表し、認知症カフェ代表者には送付するものとする。

【取組の事例】

- ・身近な地域の認知症介護・生活に関する相談、援助
- ・福岡市認知症フレンドリーシティ・プロジェクトに関すること
- ・福岡市認知症カフェの立ち上げ、運営（相談役等）の協力（地域との共創）
- ・認知症キャラバン・メイトと協力し、認知症キッズサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座開催について学校、地域、企業への働きかけ、ステップアップ講座の開催
- ・認知症サポーターの活躍の場、機会の提案、伴走者としての活動
- ・次期以降の研修企画やコーディネート役となり、受講生の相談役となる
- ・その他、地域包括ケアに関すること等々、認知症の人にやさしいまちづくりにつながるような取組 など

8 募集案内の方法

福岡市ホームページ、福岡市政だよりに掲載

9 申込方法

申込者：「福岡市認知症ライフサポートワーカー養成研修受講申込書」により申し込む
(メール)

申込先：福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課認知症支援係

10 事務局

本事業の事務局は、福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課に置く。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 元年 6 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。